

犯罪統計上の暗数の問題

茨城県警察本部 増子孝徳
刑事部長

現在警察が犯罪の実態や動向をは握するために作成している刑法犯統計の、認知件数は、被害届出等によって警察が認知した件数であり、実際に発生した犯罪の件数との間に、一般に「暗数」といわれる差がある。凶悪犯の暗数は少ないものと考えられるが、財産犯については、相当数の暗数があるであろうことは否定できない。また、暗数は、被害者の届出率の変化および未届、余罪に対する捜査方針の変更などによって大きく増減する。このように統計上の件数のほかに相当数の暗数が存在し、しかも罪種によって、あるいはその時々々の社会情勢や警察の捜査方針等によって相違するのであるから、統計だけに基づいて、犯罪の実態、動向を議論することは、正確性を欠くものといわなければならない。

ちなみに、諸外国の統計をみると、アメリカ、西ドイツをはじめとして欧米諸国においては犯罪が著しく増加しており、最近5年間の平均増加率を昭和41年と比較してみると、アメリカでは52%、西ドイツは23%、イギリスは19%というきわめて高い伸び率を示しているのに対して、わが国の刑法犯は横ばいあるいは減少傾向にあり、きわめて対象的で、特異な現象をみせている。

わが国だけにみられる減少傾向の原因は何であろうか。経済的な繁栄がいわゆる生活を豊かにし、財産犯の発生を減少させる要因であることは否定できないが、反面、都市化の進展や社会的犯罪抑止要因の弱化など犯罪を増加させる要因が増大していることを考え合せれば、統計上の減少が実態を正しく反映したものであると判断することには、問題があらうと思われる。

統計上の減少は、認知率の低下、反面からいえば暗数の増加が要因の一つをなしているのではないかと考えられる。ちなみに、最近5年間の本県刑法犯の認知件数について警察へ被害届を出した者の割合をみると、昭和43年85%、昭和44年88%、昭和45年83%、昭和46年85%、昭和47年84%となっており、届出率が低下していることがうかがわれ、暗数が増加していることを示している。統計上の暗数となる犯罪は、特定の被害者のある犯罪に限っていえば、被害が軽微であるとか、被害者と犯人の個人的関係等の理由によって被害届がなされないものと推測されてはいるが、なかには、警察の捜査活動に対する不信心から届出がなされないものも少なくないと考えられており、警察にとって検討を要する問題を含んでいるといえよう。しかしながら、このような暗数犯罪については、量的な推測はもとより、その実態がほとんどつかめていないのが実情である。

そこでこの暗数の量的な把握を主目的とし、この種犯罪の潜在化を生んでいる市民の犯罪に対する態度、捜査機関に対する考え方についてその実情をは握するため、全国的にわたって、犯罪の被害調査の実施を提唱するものである。

刑法犯統計上の暗数が問題になるのは、特定の個人を被害者とする犯罪に限られているわけではないが、特定の被害者のない、公共的法益を侵害する犯罪については、その実態をつかむことは、調査技術上至難なことであるから、ここでは個人的法益を侵害する刑法犯のうち、その圧倒的多数を占め、また、国民の生命、身体、財産に対する直接の侵害行為である個人に対する犯罪をとりあげることとしたい。個人被害の概念については厳密な定義づけを行ない、かつ、調査票は2ないし3種類を用いて個人の被害の定義を充足させるに十分な調査項目を設けることが必要である。調査は民間の調査機関等に委託することとなるが、調査員は、ごく限られた時間内に被害の模様などを聴取しなければならないから、市民の協力もさることながらこの種調査において、正確な調査が行なわれるよう事前に十分配慮しなければならない。

つぎに、実際発生件数の推計式は、各層（地域および人口規模による分類）における調査対象世帯、1世帯あたりの平均被害件数を求め、それに母集団世帯を乗じて、各層における実際発生件数を算出し、全国の数を求める方法による。なお、誤差率の計算は、標本調査での比率（被害世帯の割合）から母集団の比率を推定する計算式によることとしたい。

かくてこの調査によって実際の発生件数をつかみ、警察に対する国民の意識等を的確には握し、その分析、検討結果に基づいて、こんごの捜査、防犯対策等警察における諸施策に役立てていくようにしたいものである。